

# 平成27年第11回霧島市農業委員会定例総会

平成27年11月20日（金）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 6番委員、 7番委員、 8番委員  
9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員  
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員  
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員  
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員  
37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	笠井亜由美		

## 議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について
- 8 「あっせん申出」について

「開 会 午後 03時15分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日は5番委員より欠席届が、19番委員より早退届が提出されております。出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第11回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。15番委員、16番委員にお願いいたします。議事に入る前に、諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[7件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知報告15件、使用貸借権通知報告が2件の計17件が提出されております。また、時効取得通知9件、3条許可取消1件、5条許可取消1件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

#### △ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

次に、議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件なされましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。霧島の1番、1番委員。

○1 番委員

1 号 1 番を報告します。

申請地は霧島総合支所の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は河川、南は畑、東は宅地、西は畑である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容はシラス及び黒土で1.8m盛土をし、周囲は擁壁をするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響は軽微と思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2 番、28 番委員。

○28 番委員

1 号 2 番を報告します。

申請地は隼人塚公民館の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は雑種地、南は不耕作地、東は雑種地、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は黒土で1.5m盛土をし、周囲は土留めをするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届」を受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 農用地利用集積計画の意見決定について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権25件、使用貸借権3件の計28件について市

長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定のうち21件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の7件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。利用権設定の溝辺の6番と7番、32番委員。

○32番委員

2号6番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11,258㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号7番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8,783㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番から11番、13番委員。

○13番委員

2号9番と10番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、現在、9,154㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号11番を報告します。

借人は、現在、25,999㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、10番委員。

○10番委員

2号19番を報告します。

借人は、現在、3,673㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。

以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、17番委員。

○17番委員

2号22番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,688㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

#### △議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転の13件が提出されましたので、審議を

求めます。議案書記載順に、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、19番委員に代わり16番委員。

○16番委員

3号1番を報告します。

申請地は木原公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は250,314㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

3号2番を報告します。

申請地は市営須戸川団地の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,694㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、12番委員。

○12番委員

3号3番を報告します。

申請地は平山公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。父親の農機具を使用するとの事です。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,007㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番と5番、16番委員。

○16番委員

3号4番を報告します。

申請地は朴木公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,346㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号5番を報告します。

申請地は朴木公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,337㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、23番委員。

○23番委員

3号6番を報告します。

申請地は上野原縄文の森の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は63,049㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、27番委員。

○27番委員

3号7番を報告します。

申請地は溝辺郵便局の北北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権

は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,656㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、1番委員。

○1番委員

3号8番を報告します。

申請地は鹿児島空港の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の\*\*\*\*番には、\*\*\*\*さんが平成29年2月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,296㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、17番委員。

○17番委員

3号9番を報告します。

申請地は持松4区公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は36,930㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、1番委員。

○1番委員

3号10番を報告します。

申請地は霧島総合支所の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は



設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,471㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、9番委員。

○9番委員

3号11番を報告します。

申請地は小田中央公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,655㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、7番委員。

○7番委員

3号12番を報告します。

申請地は迫間公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,808㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、14番委員。

○14番委員

3号13番を報告します。

申請地は下平公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、

農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,209㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。28番委員。

○28番委員

11番についてですが、観葉植物を栽培するとの事ですが、植物の名前は何か。

○議長（会長）

事務局。

○宮原主査

植物はストレリチア、いわゆる極楽鳥花を栽培するとの事です。

○28番委員

申請地はほ場整備がされた田の真ん中です。農薬の散布が稲、又はストレリチアに影響するかどうか、懸念しております。

○議長（会長）

事務局。

○宮原主査

確かに周囲は田が広がっており、事務局も懸念しておりましたが、ストレリチアの栽培にあたり農薬を散布する予定があるかどうか尋ねたところ、農薬は散布しないとの事でした。また、ストレリチアが水稻に散布する農薬の影響は受けないのか尋ねたところ、その点についてはやむを得ないと考えており、農薬がかかった場合も、食用ではないので影響はないのではないかと考えているとの事でした。よろしいでしょうか。

○28番委員

はい。

○議長（会長）

申請人は初めて栽培されるのでしょうか。

○宮原主査

これまで南大隅で何を栽培されていたのか尋ねましたら、果物のライチを栽培しているとの事でした。また、今回なぜストレチアなのか尋ねましたら、南大隅でストレチアを栽培している所があり、興味があったので今回栽培する事にしたとの事です。露地で盛土はせず現状のまま植えつけるとの事です。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

#### △議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外1件、農振編入1件、用途変更1件の計3件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外、溝辺の1番、8番委員。

○8番委員

農振除外、4号1番を報告します。

申請地は三縄自治公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地、南は水路、東は畑、西は畑である。除外目的は、一般住宅を建築にするものである。当申請は具体的な転用計画があ

り、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

農振編入、牧園の1番及び用途変更、国分の1番、1番委員。

○1番委員

農振編入、4号1番を報告します。

申請地は大霧公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は山林、東は山林、西は畑である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものである。申請地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。

用途変更、4号1番を報告します。

申請地は牧内公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外1件、農振編入1件、用途変更1件の計3件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外1件、農振編入1件、用途変更1件の計3件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。霧島の1番、1番委員。

○1番委員

5号1番について報告します。

申請地は向田公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牛舎及び堆肥舎を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,682㎡であり、牛舎及び堆肥舎に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は雑種地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、9番委員。

○9番委員

5号2番について報告します。

申請地は里中・下公民館の北東に位置し、現況は畑である。なお、平成20年月日不詳に、申請地の一角にコンテナを設置してしまったとの始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は395㎡であり、倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は河川、西は不耕作地、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、7番委員。

○7番委員

5号3番について報告します。

申請地は上野公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は991㎡であり、太陽光パネル287枚の太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は宅地と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、4番委員。

○4番委員

5号4番について報告します。

申請地は中道公民館の西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和53年9月頃から、宅地として使用してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については建設済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び物置を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は384㎡であり、また、隣接地の宅地314㎡を一体利用するもので、全体計画面積は698㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地と道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申

請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

#### △ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請24件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番から4番を6番委員。

○6番委員

6号1番について報告します。

申請地は牧内公民館の東に位置し、現況は雑種地及び畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は木材置場、事務所及び計量器場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は21,777㎡であり、また、隣接地の原野1,279㎡を一体利用するもので、全体計画面積は23,056㎡である。木材置場、事務所及び計量器場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号2番について報告します。

申請地は国分中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は226㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は不耕作地、北は6号3番の申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号3番について報告します。

申請地は国分中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は226㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作地、西は畑、南は6号2番の申請地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号4番について報告します。

申請地は国分中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は89㎡であり、通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は6号3番の申請地、西は宅地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番と6番、9番委員。

○9番委員

6号5番について報告します。

申請地は霧島市南部し尿処理場の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成26年7月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は226㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は5条申請地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号6番について報告します。

申請地は霧島市南部し尿処理場の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成26年7月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は



214㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、12番委員。

○12番委員

6号7番について報告します。

申請地は国分中央公園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は315㎡であり、また、隣接地の宅地95.39㎡を一体利用するもので、全体計画面積は410.39㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路及び通路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、23番委員。

○23番委員

6号8番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は490㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、10番委員。

○10番委員

6号9番について報告します。

申請地は東国分保育園の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成26年4月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共

施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,051㎡であり、太陽光パネル370枚、総出力99.2kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は高速道路、西は道路、南は原野、北は宅地と高速道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、30番委員。

○30番委員

6号10番について報告します。

申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地から300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は648㎡であり、建売住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は水路、南は水路、北は水路及び田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、10番委員。

○10番委員

6号11番について報告します。

申請地は下井簡易郵便局の西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅4棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,402㎡であり、建売住宅4棟と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番と13番、8番委員。

○8番委員

6号12番について報告します。

申請地は今別府公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和56年月日不詳に住宅を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は506㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号13番について報告します。

申請地は麓原自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,997㎡であり、また、隣接地の宅地865㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,862㎡である。店舗に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は道路、南は畑、北は道路と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、7番委員。

○7番委員

6号14番について報告します。

申請地は笹峯公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は537㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は道路と宅地、西は宅地、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、8番委員。

○8番委員

6号15番について報告します。

申請地は大住公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は製茶工場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,849㎡であり、製茶工場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、9番委員。

○9番委員

6号16番について報告します。

申請地は小浜小学校の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成26年9月頃、農業用資材置場を設置してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済の為不要。法定小作人なし。転用目的は農業用資材置場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は58㎡であり、農業用資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番から20番、2番委員。

○2番委員

6号17番について報告します。

申請地は霧島市南部し尿処理場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は857㎡であり、宅地分譲4区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作地、西は道路、南は畑、北は水路と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号18番について報告します。

申請地は富隈地区公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は338㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号19番について報告します。

申請地は川尻公園の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成17年8月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は294㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号20番について報告します。

申請地は川尻公園の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成17年8月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は172㎡であり、建売住宅1棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は5条申請地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、4番委員。

○4番委員

6号21番について報告します。

申請地は朝日公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は135㎡であり、申請地にクヌギ40本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、7番委員。

○7番委員

6号22番について報告します。

申請地は山下公民館の南西に位置し、現況は田と一部仮設道路である。なお、申請地\*\*\*番\*については平成27年10月頃、仮設道路を建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一時転用により仮設道路、資材置場及びクレーン設置ヤードを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は792㎡であり、仮設道路、資材置場及びクレーン設置ヤードに利用するためには相当な面積であると思われる。申請地\*\*\*番\*の東は道路、西は宅地、南は道路と畑、北は宅地である。また、申請地\*\*\*番\*の東は宅地、西は雑種地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。なお、一時転用の期間は平成27年10月1日から平成30年9月30日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。

○議長（会長）

23番と24番、6番委員。

○6番委員

6号23番について報告します。

申請地は福山病院の北に位置し、現況は雑種地である。なお、申請地\*\*\*\*番\*は年月日不詳に、申請地\*\*\*\*番\*は平成14年9月頃、駐車場にしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は589㎡であり、また、隣接地の3,288.56㎡を一体利用するもので、全体計画面積は3,877.56㎡である。車8台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号24番について報告します。

申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は84㎡であり、通路に利用するた

めには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。また、国分の1番については許可の意見を附して県に進達します。

#### △ 議案第7号 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について

○議長（会長）

次に議案第7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による買受適格証明2件が提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、本申請の「農地法第3条許可申請」があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについても同時に審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の報告を求めます。国分の1番及び2番、10番委員。

○10番委員

7号1番を報告します。

申請地は川内団地の南東に位置しており、現況は田である。現在は\*\*\*\*さんが耕作している。受

人は、規模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。

7号2番を報告します。

申請地は川内団地の南東に位置しており、現況は田である。現在は\*\*\*\*さんが耕作している。受人は、規模拡大という申請理由であり、耕作意欲はある。また、農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）について」は、2件とも買受適格者であるとの意見ですが、これについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。次に、本申請があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについて、いかが取り計らいましょうか。

○ [「会長一任」との声あり]

○議長（会長）

会長一任とのことでございますので、それでは、会長判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案7号「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）について」は、2件とも買受適格証明を発行するということに決定し、また、本申請があった場合は、会長の判断で処理することに決定いたしました。



## △ 議案第8号 「あっせん申出」について

### ○議長（会長）

次に議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、貸付希望2件、売渡希望3件、借受希望1件の計6件が提出されましたので審議を求めます。なお、貸付希望、霧島の4番は取下げられました。調査委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、溝辺の1番、7番委員。

### ○7番委員

貸付希望、8号1番を報告します。

このほ場は整備もされ畑かんもありますが、南側に雑木林があり日照が半日しかありません。むずかしいとも思われますが、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

### ○議長（会長）

売渡希望、溝辺の2番、29番委員。

### ○29番委員

8号2番を報告します。

申請地は空港の滑走路を挟んでターミナルビルの反対側にあります。耕作放棄地でありましたが、解消され、きれいになっております。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

### ○議長（会長）

牧園の3番、15番委員。

### ○15番委員

8号3番を報告します。

申請地は面積も広く優良農地ですので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

### ○議長（会長）

隼人の5番、4番委員。

### ○4番委員

8号5番を報告します。

申請地は朝日のみかん園の中の畑であります。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

### ○議長（会長）

借受希望、溝辺の1番、36番委員。

### ○36番委員

借受希望、8号1番を報告します。

この地区にはたくさんの借受希望が出ておりますが、順次対応しながら引き受けていきたいと思いません。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「あっせん申出について」の貸付希望1件、売渡希望3件、借受希望1件の計5件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第9号「あっせん申出について」の貸付希望1件、売渡希望3件、借受希望1件の計5件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望、溝辺の1番を7番委員と32番委員に、売渡希望、溝辺の2番を29番委員と26番委員に、牧園の3番を15番委員と21番委員に、隼人の5番を4番委員と28番委員に、借受希望、溝辺の1番を36番委員と37番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年11月農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成27年第11回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時35分」

番

---

番

---

番

---